

改正

昭和61年6月24日告示第145号

昭和61年9月30日告示第200号

昭和62年3月31日告示第68号

昭和62年7月6日告示第167号

昭和62年7月24日告示第182号

昭和62年11月16日告示第251号

昭和63年5月23日告示第147号

平成元年6月20日告示第154号

平成2年3月29日告示第72号

平成2年5月25日告示第129号

平成3年3月20日告示第92号

平成4年3月31日告示第119号

平成5年3月31日告示第98号

平成5年5月20日告示第177号

平成6年3月28日告示第104号

平成7年3月6日告示第81号

平成7年3月27日告示第110号

平成8年3月26日告示第143号

平成8年6月10日告示第322号

平成8年9月20日告示第457号

平成9年3月28日告示第134号

平成10年3月19日告示第114号

平成11年9月30日告示第414号

平成12年3月17日告示第106号

平成12年3月31日告示第134号

平成13年3月27日告示第129号

平成13年6月14日告示第291号

平成13年 9 月13日告示第401号
平成15年 3 月25日告示第139号
平成15年 8 月15日告示第429号
平成16年 8 月27日告示第443号
平成17年 8 月24日告示第511号
平成19年 1 月12日告示第19号
平成19年 8 月24日告示第464号
平成20年 8 月27日告示第477号
平成21年 8 月24日告示第443号
平成22年 3 月31日告示第167号
平成22年 8 月10日告示第400号
平成23年 3 月31日告示第189号
平成23年11月28日告示第659号
平成24年 3 月30日告示第184号
平成25年 9 月26日告示第641号
平成27年 3 月31日告示第194号
平成28年 3 月31日告示第211号
平成29年 3 月24日告示第171号
平成29年12月 1 日告示第791号
平成30年 3 月28日告示第174号
平成31年 2 月25日告示第87号
平成31年 3 月27日告示第138号
令和 2 年 1 月 8 日告示第 8 号
令和 2 年 3 月30日告示第163号
令和 2 年10月19日告示第521号
令和 3 年 3 月25日告示第149号
令和 3 年11月 5 日告示第601号
令和 4 年 3 月30日告示第171号
令和 4 年11月 8 日告示第575号
令和 5 年 3 月29日告示第128号

令和5年8月7日告示第379号

令和5年11月1日告示第469号

令和6年3月28日告示第152号

令和6年11月27日告示第617号

令和7年3月31日告示第141号

奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における民間保育所等の保育内容の充実を図るため、予算の範囲内で、民間保育所等運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等交付規則（昭和59年規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当する市内の施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により設置された民間保育所（以下「民間保育所」という。）のうち、第3号に掲げるもの以外のもの
- (2) 児童福祉法第56条の8第3項の規定により設置された公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの
- (3) 民間保育所及び公私連携型保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の規定による認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により認可を受けた幼稚園（以下「幼稚園」という。）のうち、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの（以下「幼稚園型認定こども園」という。）
- (5) 認定こども園法第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）
- (6) 認定こども園法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連型認定こども園（以下「公私連携認定こども園」という。）
- (7) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により行われる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業所A型
- (8) 病児保育事業実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第180号こども家庭庁成育局長通知）に

基づく病児・病後児保育事業を実施している施設で、市長が適切と認めたもの（以下「病児・病後児保育施設」という。）

- (9) 幼稚園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたもの（以下「新制度幼稚園」という。）

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類並びに補助種類ごとの補助要件、補助対象経費及び補助交付基準は、別表のとおりとする。ただし、次の各号に掲げる施設に交付する補助金の種類は、それぞれ当該各号に掲げるものに限る。

- (1) 前条第3号、第5号及び第6号の施設のうち、子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する小学校就学前子どもに係る部分 一時預かり事業補助金（幼稚園型）、障害児保育事業補助金、医療的ケア児保育支援事業補助金、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金
- (2) 前条第4号の施設 延長保育事業補助金、一時預かり事業補助金（一般型）、一時預かり事業補助金（幼稚園型）、医療的ケア児保育支援事業補助金、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金
- (3) 前条第7号の施設 延長保育事業補助金（小規模保育事業所A型）、保育士宿舍借り上げ支援事業費補助金、使用済紙おむつ処理経費補助金、医療的ケア児保育支援事業補助金
- (4) 前条第8号の施設 病児・病後児保育事業費補助金
- (5) 前条第9号の施設 一時預かり事業補助金（幼稚園型）、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金

2 前条の規定にかかわらず、一時預かり事業補助金（幼稚園型）は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第3号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

3 前条の規定にかかわらず、多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る副食費補助金は、市内に住所を有する児童が通う市外の前条第1号から第6号まで及び第9号に定める施設に対し、当該施設又は当該施設が所在する市区町村と協議の上、この要綱の規定に基づき交付することができる。

4 補助金の対象となる経費は、第1項の補助対象経費と補助交付基準に基づいて算出した額とを比較して、少ない方の額とする。

（交付の条件）

第4条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、規則第6条第1項各号に掲げる条件のほか、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了後5年間保管すること。
- (2) 施設及び運営が、民間保育所及び公私連携型保育所にあつては奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年奈良市条例第41号）及びその他の関係法令に、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園にあつては奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年奈良市条例第7号）及びその他の関係法令に、認定こども園及び公私連携認定こども園にあつては奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年奈良市条例第6号）及びその他の関係法令に、小規模保育事業所A型にあつては奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年奈良市条例第8号）及びその他の関係法令に、病児・病後児保育施設にあつては病児保育事業実施要綱に、新制度幼稚園にあつては幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）及びその他の関係法令に適合するよう努めること。
- (3) 申請者の記載事項に変更があつた場合は、速やかにその旨を報告すること。
- (4) 補助金の交付の目的を達成するために行う実地調査に協力すること及び必要書類の提出要求に応じること。
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、昭和61年4月1日から施行し、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。
(旧要綱の廃止)
- 2 奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和49年4月1日制定）は、廃止する。
(平成13年度における補助金の特例)

- 3 平成13年度における補助金に関する別表の規定の適用については、同表中

「職員被服費補助金	職員に被服を支給し、又は貸与していること。	職員に被服を支給し、又は貸与することに要する経費	職員1人年額10,000円
-----------	-----------------------	--------------------------	---------------

」

とあるのは、

職員被服費補助金	職員に被服を支給し、又は貸与していること。	職員に被服を支給し、又は貸与することに要する経費	職員 1 人年額 10,000円
安全確保緊急対策補助金	児童の安全確保のため、緊急対策としてサイレン付ハンドマイクを設置していること。	サイレン付ハンドマイクを設置するために必要な経費	1 施設当たり年額 126,000円以内の額

とする。

附 則（昭和61年 6 月24日告示第145号）

この告示は、昭和61年 6 月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱別表の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和61年 9 月30日告示第200号）

この告示は、昭和61年 9 月30日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 3 月31日告示第68号）

この告示は、昭和62年 3 月31日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 7 月 6 日告示第167号）

この告示は、昭和62年 7 月 6 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱別表の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年 7 月24日告示第182号）

この告示は、昭和62年 7 月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和62年11月16日告示第251号）

この告示は、昭和62年11月16日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、昭和62年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（昭和63年 5 月23日告示第147号）

この告示は、昭和63年 5 月23日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交

付要綱の規定は、昭和63年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成元年 6 月20日告示第154号）

この告示は、平成元年 6 月20日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 2 年 3 月29日告示第72号）

この告示は、平成 2 年 3 月29日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成元年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 2 年 5 月25日告示第129号）

この告示は、平成 2 年 5 月25日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月20日告示第92号）

この告示は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月31日告示第119号）

この告示は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月31日告示第98号）

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月20日告示第177号）

この告示は、平成 5 年 5 月20日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月28日告示第104号）

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 6 日告示第81号）

この告示は、平成 7 年 3 月 6 日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月27日告示第110号）

この告示は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月26日告示第143号）

この告示は、平成 8 年 3 月26日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成 7 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 6 月10日告示第322号）

この告示は、平成8年6月10日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成8年9月20日告示第457号）

この告示は、平成8年9月20日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成8年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成9年3月28日告示第134号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月19日告示第114号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成11年3月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成10年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成11年9月30日告示第414号）

この告示は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月17日告示第106号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成12年3月17日から施行し、附則第3項の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成11年度の予算に係る補助金から適用する。

（一時的保育事業実施要綱の廃止）

- 3 奈良市一時的保育事業実施要綱（平成6年告示第103号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月31日告示第134号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日告示第129号）

この告示は、平成13年3月27日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成12年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年6月14日告示第291号）

この告示は、平成13年6月14日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成13年9月13日告示第401号）

この告示は、平成13年9月13日から施行する。

附 則（平成15年3月25日告示第139号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年3月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成15年8月15日告示第429号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成15年8月15日から施行する。別表日本体育・学校保健センター加入費補助金の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成15年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成16年8月27日告示第443号）

この告示は、平成16年8月27日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成17年8月24日告示第511号）

- 1 この告示は、平成17年8月24日から施行し、この告示による改正後の民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成17年度予算に係る補助金から適用する。

（24時間保育事業実施要綱の廃止）

- 2 奈良市24時間保育事業実施要綱（平成14年告示第106号）は、廃止する。

附 則（平成19年1月12日告示第19号）

この告示は、平成19年1月12日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成18年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成19年8月24日告示第464号）

この告示は、平成19年8月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補

助金交付要綱の規定は、平成19年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成20年 8 月27日告示第477号）

この告示は、平成20年 8 月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成20年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成21年 8 月24日告示第443号）

この告示は、平成21年 8 月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成21年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年 3 月31日告示第167号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成22年 8 月10日告示第400号）

この告示は、平成22年 8 月10日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成22年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年 3 月31日告示第189号）

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年11月28日告示第659号）

この告示は、平成23年11月28日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成23年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成24年 3 月30日告示第184号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月26日告示第641号）

この告示は、平成25年 9 月26日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成27年 3 月31日告示第194号）

この告示は、平成27年 3 月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第211号）

この告示は、平成28年 3 月31日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年 3 月24日告示第171号）

この告示は、平成29年3月24日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成29年12月1日告示第791号）

この告示は、平成29年12月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成30年3月28日告示第174号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日告示第87号）

この告示は、平成31年2月25日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成31年3月27日告示第138号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月8日告示第8号）

この告示は、令和2年1月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和元年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和2年3月30日告示第163号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月19日告示第521号）

この告示は、令和2年10月19日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月25日告示第149号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月5日告示第601号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年11月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用する。ただし、新要綱別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の規定は、令和3年10月1日以後に実施された事業から適用する。

附 則（令和4年3月30日告示第171号）

この告示は、令和4年3月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年11月8日告示第575号）

この告示は、令和4年11月8日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年3月29日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表医療的ケア児保育支援事業補助金の項の改正規定は、令和5年3月29日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和4年度予算に係る補助金から適用する。
- 3 この告示（第1項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に提供される副食に係る経費について適用する。

附 則（令和5年8月7日告示第379号）

この告示は、令和5年8月7日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年11月1日告示第469号）

この告示は、令和5年11月1日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和6年3月28日告示第152号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月27日告示第617号）

この告示は、令和6年11月27日から施行し、この告示による改正後の奈良市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和6年度予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和7年3月31日告示第141号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助金の種別	補助の要件	補助対象経費	算定基準
延長保育事業 補助金	延長保育事業実施 要綱（令和6年4月1 日付こ成保第225号こ ども家庭庁成育局長 通知）に基づく延長保 育事業を実施してい ること。	延長保育事業を実 施するために必要な 経費	保育標準時間認定 ア 保育所及び認定こども園 （1） 延長保育の時間が30分 以上6時間未満の場合 1事業当たり年額 付表1に定める額 （2） 6時間以上の延長保育 が実施される場合 1施設当たり加算額 2,100,000円 イ 小規模保育事業所A型 1事業当たり年額 付表1に定める額 保育短時間認定 在籍児童1人当たり年額 付表2に定める額
障害児保育事 業補助金	障害児を1人以上 入所させており、当該 障害児を保育するた め1人以上の保育士 を加配していること。	障害児の保育に必 要な経費	（1） 特別児童扶養手当の支給対 象児童（所得による手当の支給 を停止されている場合を含む。） 及びこれに準ずる児童 児童1人月額 140,000円 （2） その他の児童 児童1人月額 70,000円
職員給与改善 費補助金	職員の給与改善に 努めていること。	給与改善手当とし て本給以外に支給す	職員1人月額

		るために必要な経費	20,000円
嘱託医手当補助金	児童の保健衛生、健康管理の向上充実に努めていること。	(1) 内科医師の嘱託に要する経費 (2) 歯科医師の嘱託に要する経費 (3) 眼科医師の嘱託に要する経費 (4) 耳鼻咽喉科医師の嘱託に要する経費	(1) 1回13,800円以内の額かつ 年額 165,600円以内の額 (2) 1回29,000円以内の額かつ 年額 58,000円以内の額 (3) 1回29,000円以内の額かつ 年額 29,000円以内の額 (4) 1回29,000円以内の額かつ 年額 29,000円以内の額
週休等加配保育士賃金補助金	週休等のため基準を超えて保育士を配置していること。	週休等のため基準を超えて保育士を配置することに要する経費	(1) 常時勤務保育士1人月額 78,200円 (2) パート保育士1人 報酬 1時間1,159円以内の額
一時預かり事業補助金	一時預かり事業実施要綱（令和6年3月30日付5文科初第2592号文部科学省初等中等教育局長、こ成保第191号こども家庭庁成育局長通知）に基づく一時預かり事業を実施していること。	一時預かり事業を実施するために必要な経費	一般型 基本分 1事業当たりの年額 付表3に定める額 加算分 事業に専従する者として2人以上の保育士（ただし、子ども・子育て支援法第27条に規定する特定教育・保育施設又は同法第29条に規定する特定地域型保育事業者（以下「保育所等」という。）と一体的に事業を実施し、当該保育所等の保育士による支援を受けられる場合は、保育士

			1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、事業に専従する保育士を1人とすることができる。)を配置する場合 1施設当たり年額 1,000,000円 (一時預かり事業の事業期間が6箇月未満の場合は500,000円) 幼稚園型 子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日こ成事第481号こども家庭庁長官通知)による補助金の算定基礎となる幼稚園型Ⅰの基準額(保育体制充実加算及び就労支援型施設加算並びに特別な支援を要する児童分を除く。)に相当する額
病児・病後児保育事業費補助金	病児保育事業実施要綱に基づく病児・病後児保育事業を実施していること。	病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児対応型 子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額(基本分のうち改善分を除く。事業開始年度において事業期間が6箇月未満の場合を除くものと し、当該額が7,800,000円を下回る場合は7,800,000円) (2) 病後児対応型

			子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額（基本分のうち改善分を除く。事業開始年度において事業期間が6箇月未満の場合を除くものとし、当該額が6,000,000円を下回る場合は6,000,000円） (3) 低所得者免除分加算 利用児童が生活保護世帯又は所得税非課税かつ市町村民税非課税世帯の場合、2,000円×年間延べ利用児童数 (4) 普及定着促進費 礼金及び賃借料(開設前月分) 1施設当たり年額600,000円(事業開始年度に支払われたものに限る。) (5) 当日キャンセル対応加算 子ども・子育て支援交付金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
保育士宿舎借り上げ支援事業費補助金	保育士宿舎借り上げ支援事業実施要綱（令和6年5月30日付こ成保第312号こども家庭庁成育局長通知）に基づく保育士宿舎借り上げ事業を実施	保育士宿舎借り上げ事業を実施するために必要な経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（令和5年10月12日付こ成事第520号こども家庭庁長官通知）に基づき算出された基準額（1戸当たり月額60,000円を上限）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたとき

	施していること。		は、これを切り捨てた額)
都市部における保育所等への賃借料支援事業費補助金	都市部における保育所等への賃借料等支援事業実施要綱（令和5年4月19日付こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）に基づき、賃貸物件において保育所の運営を行っていること。	保育所等の用に供する賃貸物件の賃借に必要な経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき算出された国の交付額と同額
保育補助者雇上強化事業補助金	保育補助者を新たに雇い上げていること。	保育補助者の雇上げに必要な経費	1 施設当たり年額 1,440,000円
使用済紙おむつ処理経費補助金	使用済紙おむつの処理を行っていること。	0歳児、1歳児又は2歳児の使用済紙おむつを処理するために必要な経費	児童1人月額 70.4円 (当該補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
医療的ケア児保育支援事業補助金	医療的ケア児保育支援事業実施要綱（令和6年3月30日付こ成保第179号こども家庭庁成育局長通知）に基づく医療的ケア児保育支援事業を実施していること。	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費	基本分 (1) 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置して医療的ケアを行う場合 児童1人年額 5,290,000円 (2) 看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の

			認定特定行為業務従事者をい う。) である保育士等が医療的 ケアを行う場合 児童 1 人年額 4,950,000円 加算分 (1) 研修受講支援加算 1 施設当たり年額 300,000円 (2) 保育補助者配置加算 児童 1 人年額 2,232,000円 医療的ケア児を受け入れるために 必要な改修等を行う事業 1 施設当たり年額 1,029,000円
多子世帯の教 育・保育給付認 定子どもに係 る副食費補助 金	市長が別に定める 多子算定基準に基づ き、対象となる児童の 副食費を減免してい ること。	対象となる児童の 副食の提供に必要な 経費	児童 1 人月額 4,800円以内の額

別表の付表 1

保育標準時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間				
	30分以上 1 時間未満	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満	4 時間以上
民間保育所及 び認定こども	600,000	1,760,000	2,761,000	4,061,000	5,673,000

園				
小規模保育事業所A型	600,000	1,422,000	1,760,000	4,366,000

別表の付表 2

保育短時間認定 基準表

(単位：円)

	延長時間		
	1 時間以上 2 時間未満	2 時間以上 3 時間未満	3 時間以上 4 時間未満
民間保育所及び認定 こども園	20,200	40,400	60,600
小規模保育事業所A 型	14,000	28,000	42,000

別表の付表 3

一時預かり事業（一般型）基本分基準表

(単位：円)

年間延べ利用児童数	年額
25人以上300人未満	1,833,000
300人以上900人未満	2,105,000
900人以上1,500人未満	3,321,000
1,500人以上2,100人未満	4,797,000
2,100人以上2,700人未満	6,273,000
2,700人以上3,300人未満	7,749,000
3,300人以上3,900人未満	9,225,000
3,900人以上	10,701,000